

議案第27号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について

1 目 的

仕事と生活の調和を図りながら業務の状況に応じた効率的な働き方の実現と、民間労働者に適用される育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正を踏まえた仕事と育児又は介護の両立を図るための勤務条件を整備するとともに、子が小学校に就学した後も柔軟な働き方を選択できるようにするため、港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

（1）育児を行う職員の超過勤務の制限に係る対象となる子の範囲の拡大

育児を行う職員の超過勤務の制限について、対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大します。

（2）子の看護休暇の名称変更

子の看護休暇の請求要件に、①学校の休業②教育又は保育に係る行事への参加を追加することに伴い、休暇の名称を「子の看護等休暇」に変更します。

（3）子育て部分休暇の導入

小学校就学後の子を養育する職員の仕事と子育ての両立を支援するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める子育て部分休暇を導入します。

ア 対象者

満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員

イ 承認時間

1日につき2時間を超えない範囲内（勤務しない時間につき給与減額）

（4）介護の申出があった場合の意向確認等及び勤務環境の整備に関する措置

ア 介護の申出があった場合の意向確認等

①介護の申出があった職員に対する介護両立支援制度等の周知及び意向確認の面談実施②職員が満40歳に達した年度における介護両立支援制度等の周知③介護の申出を理由とした不利益取扱いの禁止を教育委員会に義務付けます。

イ 勤務環境の整備に関する措置

介護休暇の承認の請求が円滑に行われるようにするため、①研修の実施②相談体制の整備③その他勤務環境の整備に関する措置（介護休暇の取得事例の提供等）を教育委員会に義務付けます。

3 施行期日等

（１）施行期日

令和７年４月１日。ただし、（２）については公布の日

（２）施行前の準備

２（１）及び（３）の請求は、令和７年４月１日前においても行うことができるものとします。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第十一条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項、第十一条の三第一項及び第三項並びに第十八条の三第一項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係	(前略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 第十一条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると

その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))が、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族(届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ関係の相手方の親族を含む。第十八条の四第一項において同じ。))で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。))を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項、第十一条の三第一項及び第三項並びに第十八条の三第一項において同じ。))

教育委員会が認める二者間の関係をいう。))の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。))が、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等以内の親族(届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者又はパートナーシップ関係の相手方の親族を含む。))で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。))を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、次条第一項及び第三項並びに第十一条の三第一項及び第三項において同じ。))のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係

のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第十一条の二 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある

と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 （略）

（三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限）

第十一条の二 教育委員会は、三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある職員が当該子を養

職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第十一条の三 (略)

(中略)

(特別休暇)

第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇

二 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療休暇、

育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第十一条の三 (略)

(中略)

(特別休暇)

第十七条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇

二 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、不妊治療休暇、

妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇	妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇
2 (略)	2 (略)
(中略)	(中略)
(介護時間)	(介護時間)
第十八条の二 (略)	第十八条の二 (略)
(子育て部分休暇)	
第十八条の三 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。	
2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	
(介護についての申出があった場合における意向確認等)	
第十八条の四 教育委員会は、職員が配偶者若しくはパートナーシッ	

「関係の相手方又は二親等以内の親族が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。」

2| 教育委員会は、職員に対して、当該職員が満四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3| 教育委員会は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十八条の五 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 前二号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(後略) 付 則 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の二の規定に新たに該当することとなる者からの超過勤務の制限に係る請求及び改正後の条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。	(後略)
---	--